

# 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

秋田聖徳会養護老人ホーム  
(一般型特定施設)

## 1. 総則

養護老人ホームは、感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者が生活する場であり、入所者の安全管理の観点から感染対策は、きわめて重要であり、入所者の安全確保は施設の責務であることから、感染を未然に防止し、感染症が発生した場合、拡大しないよう可及的速やかに対応する体制を構築することが必要である。

この指針は、感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応等施設における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い支援の提供を図ることを目的とする。

## 2. 感染管理体制

### (1) 感染症対策委員会の設置

#### ア 目的

施設における感染管理活動の基本となる組織として、感染症対策委員会を設置する。感染症対策委員会は、以下のような役割を担う。

- ①施設の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する。
- ②決定事項や具体的対策を施設全体に周知するための窓口となる。
- ③施設における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる。
- ④感染症が発生した場合、指揮の役割を担う。

#### イ 感染症対策委員会の構成

感染症対策委員会は、次に掲げる者で構成する。

- ①施設長
- ②事務長
- ④主任支援員
- ⑤主任生活相談員
- ⑥副主任計画作成担当者
- ⑦副主任介護職員
- ⑧看護師 ※感染症対策担当者
- ⑦栄養士
- ⑧その他施設長が必要と認める者（施設外の専門家等）

#### ※感染症対策担当者

感染症対策担当者を看護師とする。

感染症対策担当者は、施設内の感染症発生の予防及びまん延の防止のための具体的な原案を作成し、感染症対策委員会に提案する。

#### ※外部専門家

施設外の感染管理等の専門家（感染症医、感染管理認定看護師等）、感染対策に詳しい人材に協力を求めることも重要。

#### ウ 感染症対策委員会の活動内容

感染症対策委員会は、委員長の召集により感染症対策委員会を定例開催（3ヶ月毎に1回）に加えて、地域で感染症が増加している場合や施設内で感染症発生の疑いがある場合等は、必要に応じ随時開催する。

委員会では、「感染症の予防」と「感染症発生時の対応（まん延防止等）」のために必要な次に掲げる事項について審議する。

なお、委員会での議論の結果や決定事項については、すみやかに職員に周知を図る。

- ①施設内感染対策の立案
- ②感染に関する最新の情報を把握し、指針・マニュアル等の作成及び見直し
- ③施設内感染対策に関する、職員への研修の企画及び実施
- ④新入所者の感染症の既往の把握
- ⑤入所者・職員の健康状態の把握
- ⑥感染症発生時における感染対策及び拡大防止の指揮
- ⑦各係での感染対策実施状況の把握と評価、改善を要する点の検討

## (2) マニュアルの実践と遵守

作成したマニュアルを日常の業務の中で、遵守、徹底するために、次の点に配慮する。

- ①職員全員がマニュアルの内容を確実に理解すること。業務を委託している場合は、委託先の従業員にも内容を周知する。
- ②職員（委託先の従業員も含む）を対象とした定期的講習会や研修を開催すること等により、周知徹底する。
- ③関係各所の職員全員に提示する。
- ④日常業務の際、必要な時に参照できるように、いつも手に取りやすい場所に置く。
- ⑤記載内容は、読みやすく、わかりやすく工夫し、現場で使いやすくする。
- ⑥実践をイメージした訓練の実施や会議等を通して、記載内容が現実実践できることであるかを確認する。
- ⑦遵守状況を定期的に確認（自己確認、相互確認）する。  
平常時から、感染症発生時の関係者の連絡網を整備するとともに、関係者が参加して発生を想定した訓練を行い、一連の手順を確認しておく。

## (3) 職員研修の実施

当施設の職員に対し、感染対策の基本的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」を感染症対策委員会の企画により、以下の通り実施する。

### ア 新規採用者に対する研修

新規採用時に、感染対策の重要性と標準予防策に関する教育を行う。

### イ 全職員を対象とした定期的研修

全職員を対象に、別に感染症対策委員会が作成するカリキュラムに基づき定期的な研修を年3回以上実施する。

### ウ 委託業者を対象とした研修

調理、清掃等の業務委託を受けて実施する者について、本指針の周知を目的とした講習会を実施する。

## (4) 訓練

感染者発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、全職員を対象に年2回以上の訓練を実施する。

内容は、役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。訓練方法は、机上訓練と実地訓練を組み合わせながら実施する。訓練の企画、運営、実施記録の作成は、感染症対策委員会が実施する。

訓練内容の詳細（開催日時、実施方法、内容等）は、訓練1か月前に、全職員に周知する。

## (5) その他

### ア 記録の保管

感染症対策委員会の開催記録等、施設内における感染対策に関する諸記録は保管する。

### 3. 日常の支援にかかる感染管理（平常時の対策）

#### （1）入所者の健康管理

看護職員を中心に、入所者の健康を管理するために必要な対策を講じる。

高齢者は感染症に感染すると重症化するリスクがあるため、標準的な予防に取り組みつつ、感染症が発生した場合は拡大を防止することが重要となるため、早期発見及び適切かつ迅速な対応を行うこととする。

- ①入所時における健康状態及び感染症に関する既往歴、ワクチン接種歴について把握する。
- ②入所者の日常を観察し、体調の把握に努め、通常と異なる症状が認められた場合は、看護職員または医師に報告する。
- ③入所者の体調、様子などを共有する方法を構築する。
- ④入所者に対し、感染対策の方法を説明し感染対策への理解を促す。
- ⑤入所者や家族の感染対策実施状況を把握し、不足している対策を支援する。

#### （2）職員の健康管理

施設長を中心に、職員の健康を管理するために必要な対策を講じる。

高齢者施設の職員は、施設の外部との接触の機会を通じ、施設に病原体を持ち込む可能性があることを認識する必要がある。特に、介護職員や看護職員等は、日々の業務において、入所者と密接に接触する機会が多く、入所者間の病原体の媒介者となるおそれもあることから、健康管理が重要となる。

- ①入職時の感染症（水痘、麻しん、風しん、流行性耳下腺炎及びB形肝炎）の既往やワクチン接種の状況を把握する。
- ②定期健診の必要性を説明し、受診勧奨を行い、確実な受診を促す。
- ③職員の体調把握に努めるとともに職員の家族が感染症に感染した場合の相談体制を整える。
- ④体調不良時の連絡方法を周知し、申告しやすい環境を整える。
- ⑤研修等を通して職員自身が日頃から自分の健康管理に注意を払うよう啓発を行う。
- ⑥職員の感染に対する知識を評価し、不足している部分に対し、教育、指導する。
- ⑦ワクチン接種の必要性を説明し、接種を推奨するとともに積極的に、ワクチン接種の機会を提供し、円滑な接種がなされるよう配慮する。
- ⑧職員が業務において感染症の感染リスクがあった場合の報告体制及び医師への適切な処置を仰ぐ体制を整える。

#### （3）標準的な感染予防策

主任支援員または看護職員を中心に、標準的な感染予防策の実施に必要な対策を講じる。

##### ア 介護・看護ケアにおける感染予防策

- ①手指衛生の実施状況（方法、タイミングなど）を評価し、適切な方法を教育、指導する。
- ②个人防护具の使用状況（ケアの内容に応じた防護具の選択、着脱方法など）を評価し、適切な方法を教育、指導する。
- ③食事介助時の対応を確認し、適切な方法を指導する。
- ④排泄介助時の対応を確認し、適切な方法を指導する。
- ⑤医療処置時の対応を確認し、適切な方法を指導する。
- ⑥上記以外の支援時の対応を確認し、適切な方法を指導する。

##### イ 入所者の感染予防策

- ①食事前後、排泄後を中心に、できるかぎり日常的な手洗い習慣が継続できるよう支援する。
- ②手指を清潔に保つために必要な支援について検討し、実施する。認知症等により清潔行為の実施が難しい場合は、手洗いの介助、ウェットティッシュ等による拭き取り等を行う。
- ③共用物品の使用状況を把握し、清潔に管理する。

##### ウ 衛生資材の備蓄

- ①十分な必要物品（アルコール、マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド等）を確保し、

管理する。

#### (4) 衛生管理

看護職員または栄養士を中心に、衛生管理に必要な対策を講じる。

##### ア 環境整備

- ①施設内の環境を清潔に保つため整理整頓、清掃を計画的に実施し、実施状況を評価する。
- ②換気の状況（方法や時間）を把握し、評価する。
- ③共用部分の床やトイレ、浴室等は特に丁寧に清掃、消毒を計画的に実施し、実施状況を評価する。
- ④汚物処理室の清掃、消毒を計画的に実施し、実施状況を評価する。
- ⑤効果的な環境整備について、教育、指導する。

##### イ 食品衛生

- ①食品の入手、保管状況を確認し、評価する。
- ②調理工程の衛生状況を確認し、評価する。
- ③環境調査の結果を確認する。
- ④調理職員の衛生状況を確認する。
- ⑤課題を検討し、対策を講じる。
- ⑥衛生的に調理できるよう、教育、指導する。

##### ウ 血液・体液・排泄物等の処理。

- ①ケアごとの標準予防策を策定し、周知する。
- ②標準予防策について指導する。
- ③適切な血液・体液・排泄物等の処理方法について、教育、指導する。
- ④処理方法、処理状況を確認する。

### 4. 発生時の対応

#### (1) 感染症の発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

- ①職員が入所者の健康管理上、感染症や、食中毒を疑ったときは、速やかに入所者と職員の症状の有無について、別に定める様式によって施設長に報告する。
- ②施設長は、感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況について報告を受けた場合は、施設内の職員に必要な指示を行う。またその内容が、保健所等への報告に該当する時は、受診状況と診断名、検査、治療の内容等について別に定める様式によって報告するとともに、関係機関と連携を図る。

#### (2) 感染拡大の防止

職員は感染症若しくは食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。

##### ア 介護職員

- ①発生時は、手洗いや手指の消毒、排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払う。
- ②医師や看護職員の指示を仰ぎ、必要に応じて施設内の消毒を行う。
- ③医師や看護職員の指示に基づき、必要に応じて感染した入居者の隔離などを行う。
- ④別に定めるマニュアルに従い、個別の感染対策を実施する。

##### イ 嘱託医及び看護職員

- ①感染症若しくは食中毒が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、被害を最小限とするために、職員へ適切な指示を出し、速やかに対応する。
- ②感染症の病原体で汚染された機械・器具・環境の消毒・滅菌は、適切かつ迅速に行い、

汚染拡散を防止する。

③消毒薬は、対象病原体を考慮した適切な消毒薬を選択する。

ウ 施設長

- ①嘱託医や協力病院、保健所に相談し、技術的な応援を依頼するとともに指示をうける。
- ②感染状況を本人へ説明し、感染対策（マスクの着用、手指衛生、行動制限など）の協力を依頼する。
- ③感染者及び感染疑い者と接触した関係者（職員、家族など）の体調を確認する。
- ④職員の感染対策の状況を確認し、感染対策の徹底を促す。

(3) 嘱託医・協力医療機関や保健所、行政関係機関との連携

施設長、事務長を中心に、必要な関係機関との連携について対策を講じる。

ア 嘱託医・協力医療機関との連携

- ①感染者及び感染疑い者の状態を報告し、対応方法を確認する。
- ②診療の協力を依頼する。
- ③嘱託医・協力医療機関からの指示内容を施設内で共有する。

イ 保健所との連携

- ①疾病の種類、発生状況により報告を検討する。
- ②感染者及び感染疑い者の状況（人数、症状、施設における対応状況等）を報告し、指示を確認する。
- ③保健所からの指導内容を正しく全職員に共有する。

ウ 市町村等の行政関係機関との連携

- ①報告の必要性について検討する。
- ②感染者及び感染疑い者の状況の報告し、指示を確認する。

(4) 関係者への連絡

施設長、事務長を中心に、関係先との情報共有や連携について対策を講じる。

- ①施設、法人内での情報共有体制を構築、整備する。
- ②入所者家族や保護者との情報共有体制を構築、整備する。
- ③関係機関等との情報共有体制を構築、整備する。
- ④出入り業者との情報共有体制を構築、整備する。

(5) 感染者発生後の支援（入所者、職員ともに）

施設長、事務長を中心に、感染者の支援（心のケアなど）について対策を講じる。

- ①感染者及び感染疑い者の病状や予後を把握し、看護職員に適宜報告し対応方法を確認する。
- ②感染者及び関係者の精神的ケアについて、関係機関と連携しケアに努める。

<附則>

この指針は、令和5年11月28日より適用する。